

令和3年度11月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和3年11月25日 午前9時30分～10時50分
開催場所 所沢市役所 502会議室
議 案 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について
議案第6号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）

出席委員 1番 池田 正巳 2番 越阪部 勲 3番 越阪部 一
4番 内野 喜昭 5番 糟谷 裕義 7番 池田 稔
8番 鈴木 浩之 9番 見澤 幸一 10番 石井 一
11番 川口 浩 12番 栗原 茂 13番 大館 浩一
14番 石井 進 15番 水村 英紀 16番 本橋 与志喜
17番 新井 祥穂

欠席委員 6番 増田 貴雄

農業委員会事務局の進行により、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。池田会長のあいさつの後、引き続き池田会長が議長となり議事を進めた。

議 長： 議事に入ります。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号4番 内野喜昭委員、5番 糟谷裕義委員を指名いたします。

1 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

議 長： 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字牛沼字東保戸窪の4筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は4筆合わせて3,361平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は贈与によるものです。権利事由は贈与による所有権移転です。

申請番号2番、所在地は大字本郷字神明原です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は974平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

申請番号3番、所在地は大字本郷字西上です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は990平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

申請番号4番、所在地は大字新郷です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は1,200平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は贈与によるものです。権利事由は贈与による所有権移転です。

以上の4件です。

議長：申請番号1番について審議します。申請地及び受人の営農状況について地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いいたします。

議長：続きまして若松町・北原町地区の耕作状況について地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。

議長：続きまして糺谷地区の耕作状況について地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。

議長：申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可でよろしければ挙手願います。

委員：（全員挙手）

議長：申請番号1番については、全会一致により許可とします。

申請番号2番について審議します。申請地及び本郷地区の耕作状況について地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。

議長：続きまして受人の営農状況及び城地区の耕作状況について地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。

議長： 続きまして南永井地区の耕作状況について地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。

議長： 申請番号2番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号2番について、許可でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号2番については、全会一致により許可とします。

申請番号3番について審議します。申請地及び本郷・日比田地区の耕作状況について地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。

議長： 続きまして受人の営農状況及び城地区の耕作状況について地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号3番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号3番について、許可でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号3番については、全会一致により許可とします。

申請番号4番について審議します。申請地及び受人の営農状況、耕作状況について地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号4番について、意見、質問はありますか。

議長： 意見、質問がないようですので、申請番号4番について、許可でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号4番については、全会一致により許可とします。

2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長： 「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字上安松字庚塚の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて48平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場です。農地区分については、農地の一

団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は駐車場の進入路として拡張するものです。

以上の1件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。

3 議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

議長： 「議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字坂之下字上の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて370平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場及び資材置場です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は申請地を買い受け、駐車場及び資材置場を設置するものです。

以上の1件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、申請地の一部に既に砂利が敷かれていました。原状回復を求めるということでよろしいでしょうか。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

委員： 事務局は許可前に砂利が敷いてあることについてどのように考えますか。

事務局： 許可前に申請地に砂利を敷いているとのことなので事前着工となります。原状回復することが妥当であると考えます。

委員： 今回、申請地に砂利が敷かれたとのことだったが、それ以前はどのような状況の農地だったのででしょうか。

事務局： 申請地は以前まで山林化している荒廃農地でした。許可申請に際し、雑木等伐採を行いました。その後砂利が敷かれてしまったようです。

議長： ほかに意見、質問がないようですので、申請番号1番については、原状回復後、再度審議するものでよろしいでしょうか。

委員：（全員挙手）

議長： 申請番号1番については、全会一致で原状回復後に再度審議するものとします。

4 議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議長： 「議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は北野二丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は165平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は住宅用地です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は申請地を母から借り受け、自己用住宅を建築するものです。今回の申請については隣接地の宅地も含めた建築計画であり、総敷地面積は254.82平方メートルです。なお、本件は農用地区域の除外案件です。

申請番号2番、所在地は北野南三丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は275平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は住宅用地です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は申請地を父から借り受け、自己用住宅を建築するものです。

申請番号3番、所在地は北中二丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は350平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は住宅用地です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については上水道、下水道が整備され、半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから第3種農地と判断されます。申請事由は申請地を妻から借り受け、自己用住宅を建築するものです。

以上の3件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

委員： 公道から申請地への進入路は確保されていますか。

事務局： 申請地の進入路部分はかなり狭くなっていますが、隣接する宅地部分の一部を分筆し、申請地と合わせて幅員約3メートルの進入路を確保しています。

議長： ほかに意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員：（全員挙手）

- 議長： 申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。
申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号2番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号2番について、許可相当でよろしければ挙手願います。
- 委員： (全員挙手)
- 議長： 申請番号2番については、全会一致により許可相当とします。
申請番号3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号3番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号3番について、許可相当でよろしければ挙手願います。
- 委員： (全員挙手)
- 議長： 申請番号3番については、全会一致により許可相当とします。

5 議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

議長： 「議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」御説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて2,775平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和4年1月1日から令和6年12月31日までの3年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原の4筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は4筆合わせて3,809平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和4年1月1日から令和6年12月31日までの3年間です。

申請番号3番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原の4筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は4筆合わせて4,490平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもの

で、契約期間は令和4年1月1日から令和6年12月31日までの3年間です。

申請番号4番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字霞ケ台の8筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は8筆合わせて12,420平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和4年1月1日から令和8年12月31日までの5年間です。

申請番号5番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字霞ケ台の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて2,000平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和4年1月1日から令和13年12月31日までの10年間です。

申請番号6番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字霞ケ台の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて2,000平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和4年1月1日から令和13年12月31日までの10年間です。

申請番号7番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字月見原です。現況地目は畑で、面積は930平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和4年1月1日から令和6年12月31日までの3年間です。

以上の7件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

委員： 耕作者は何名ですか。

事務局： 耕作者は1名です。

議長： ほかに意見、質問がないようですので、申請番号1番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により決定とします。

申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号2番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号2番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号2番については、全会一致により決定とします。

- 申請番号3番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号3番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号3番について、決定でよろしければ挙手願います。
- 委員： (全員挙手)
- 議長： 申請番号3番については、全会一致により決定とします。
申請番号4番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号4番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号4番について、決定でよろしければ挙手願います。
- 委員： (全員挙手)
- 議長： 申請番号4番については、全会一致により決定とします。
申請番号5番と6番ですが、関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。
- 委員： 異議なし。
- 議長： それでは申請番号5番と6番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号5番及び6番について、意見、質問はありますか。
- 委員： 受人の法人はどのような法人なのでしょうか。
- 事務局： 受人である法人は、主に中国からの食料を輸入販売している法人です。新たに農業部門を立ち上げ、在庫確保のため今回申請に至ったものです。
- 委員： 主にキュウリを栽培する計画となっているが、申請地にハウスを建てる計画はありますか。
- 事務局： 4棟連棟式ハウスを建てる予定です。
- 議長： ほかに意見、質問がないようですので、申請番号5番及び6番について、決定でよろしければ挙手願います。
- 委員： (全員挙手)
- 議長： それでは申請番号5番と6番については、全会一致により決定とします。
申請番号7番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号7番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号7番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員：（全員挙手）

議長：申請番号7番については、全会一致により決定とします。

6 議案第6号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）

議長：「議案第6号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第6号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）」御説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下新井字武蔵野と大字牛沼字武蔵野の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて2,881平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和3年12月1日から令和5年3月31日までの1年4か月です。

以上の1件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号1番について、意見、質問はありますか。

委員：申請地は、新規就農予定者の研修農地として埼玉県農林公社が借り受けると思われませんが、万が一、研修を行っている新規就農予定者が、何らかの理由で耕作できなくなり、農地が荒廃してしまった場合、埼玉県農林公社が是正管理を行うことになるのでしょうか。

事務局：研修期間中に農地が荒廃し、雑草等が繁茂するなどの状況が認められた場合は、埼玉県農林公社及び農業振興課が研修を行っている新規就農予定者に是正指導を行います。また、何らかの理由により当人による是正が不可能と認められた場合は、埼玉県農林公社が農地の是正を行うこととなります。

議長：ほかに意見、質問がないようですので、申請番号1番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員：（全員挙手）

議長：申請番号1番については、全会一致により決定とします。

7 報告事項について

議長：報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局：報告事項について御報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、7件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、5件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、12件の届出がありました。

「報告事項4 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」は、1件の証明をしました。

以上です。

議長： 以上で、すべての議事を終了します。

川口会長職務代理者により閉会した。